

## 区割り基本方針について —区割り基本方針検討専門委員会における議論の状況報告—

区割り基本方針検討専門委員会委員長 矢田俊文

当委員会では、道州の区域についての透明性のある基準及び基本方針について、検討を行っているところ。

道州制ビジョン懇談会中間報告に掲げられた道州制を定める際の以下の 4 つの考慮事項

- ① 経済的・財政的自立が可能な規模
- ② 住民が帰属意識をもてるような地理的一体性
- ③ 歴史・文化・風土の共通性
- ④ 生活や経済面での交流

がいずれも重要な事項であることについては、当委員会においても一定の理解が見られた。しかしながら、この 4 つのみが考慮事項であるかどうかに関しては、共通認識はなく、例えば、  
⑤ 戦後半世紀の官民による広域ブロックの政策主体のエリアについても重要な考慮事項であると考える。

その際、

- 上記の考慮事項を全て完全に満たすことは困難であり、実際に区割り案を示す段階になれば、①の要素よりも③の要素が強く求められることになるだろうとの意見
- 具体の区割りの線を引くことはいつでも実務的にはできるが、それでは意味がなく、全国の地域の歴史、風土、帰属意識などを考慮し、じっくりと議論を行うことが必要と

## の意見

- 区割りの在り方が地域やそこに暮らす住民に大きな影響を及ぼすことを考慮すれば、経済界や言論界、全国的な連合組織の特定の視点のみではなく、幅広く国民各界各層とキャッチボールをしながら意見を反映していくことが必要であるとの意見
- 道州制の制度設計（税財政制度や意思決定プロセス等）の在り方を見極めながら議論すべきとの意見などがあった。

道州の区割りは、今後の国・地方を通じた政府のあり方や地方自治制度の根幹を構築する基盤となるものであり、その検討を行う際には、社会経済的条件、地理的条件、歴史的条件、文化的条件などの諸条件を総合的に勘案する必要があるため、慎重に議論を行うことが重要であると考える。

また、道州の区域を定める際のプロセスとして、道州制ビジョン懇談会中間報告では、次の3つの事項が掲げられているところである。

- ① 道州の区域設定にはその道州の住民の意思を可能な限り尊重すること
- ② 道州の区域設定は法律によること
- ③ 道州制移行後においても道州の区域の修正を可能とすること

これに関して、道州の区域は、一定の基準に従ってアприオリに決定されるものではなく、国民が納得できる民主的プロセスを経て決定されることが極めて重要であるとの意見があった。また、憲法との整合性をどう考えるかとの意見があった。

最後に、道州制の理念と目的、国・道州・基礎自治体それぞれの役割と権限、推進組織、導入の実施時期等を定めることを想定したいわゆる「道州制基本法（仮称）」においては、道州の区割りに関して、道州の区域を定める際の考慮事項といった基本的事項を定めるにとどめるべきと考える。

道州の区域を定める具体的な作業については、道州制基本法制定後、同法に基づき検討し、確定される詳細な制度設計を前提に、住民や地方自治体の意見を十分反映しながら最終的な段階で進めることが重要であると考える。

区割りの基本方針については、案の策定過程における透明性を確保することがきわめて重要であり、当専門委員会においては再来年3月までの工程表をしっかりと作って議論を疎々と進めてまいる所存である。